

条 例

会計年度任用職員の報酬等に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第七条及び第八条において単に「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

(報酬等)

第二条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下この条から第五条までにおいて「第一号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。）第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあつては、給与条例第九条の三に規定する割合）を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額（医師及び歯科医師にあつては、当該月額に給与条例第七条の三第一項第一号に掲げる額を加えた額。次項において同じ。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して

得た額)を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、第一号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額の特例)

第三条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第四項又は第五項の規定にかかわらず、日額三万三千五百円を超えない範囲内において規則で定める。

(報酬及び期末手当の特例)

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前二条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(費用弁償)

第五条 第一号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

第六条 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(第三項において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 第二条第六項の規定は、第二号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第七条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

第八条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第二条第一項及び第六条第一項に規定する手当に限る。)の支給については、前六条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間(以下この条において「特定期間」という。)において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十一号)の適用を受けていた非常勤職員(月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。)で、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額(特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額(当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額)に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第三条 職員の分限に関する条例(昭和三十六年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第四條 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四條中「月額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬の額(会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)第二条第四項若しくは第五項、第三条若しくは第四条又は会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第二十号)第三条第四項若しくは第五項若しくは第四条の報酬の基本額に限る。)」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第五條 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第二十条第一項」を「第二十条」に改める。

第二十条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第二十条 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六條 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一條中「委員会」の下に「の非常勤」を加え、「その他の委員」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七條 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八條 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第十七條第一項及び第二十条第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第十七条第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十条 第四条から第六条まで、第六条の三、第八条から第九条の三まで、第十二条の二、第十三条、第十六条及び第十六条の二の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十五条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「している職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第二十六条の表第二十條第一項の項を削る。

第三十条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第

七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第二十一條第一項及び第二十五條第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第二十一條第一項中「以上で退職した職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十五條を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第二十五條 第五條、第七條、第九條、第十一條、第十二條、第十六條、第十七條及び第二十條から第二十條の三までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十九條の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十三條 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「地方公務員法」の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十四條 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第十九条第一項及び第二十三条第一項において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第十九条第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十三条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十三条 第四条から第六条まで、第八条、第十条、第十一条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十六条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

別表（第二条、第六条関係）

職 種	月 額
医師及び歯科医師	給与条例別表第四医療職給料表イ医療職給料表(一)に定める一級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給料表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給料表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額